



三總総第 1031 号

諮詢書

三豊市文書館協議会 会長 様

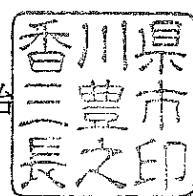
三豊市文書館協議会設置条例第2条により、次に掲げる事項について検討の上、答申をいただきたく、理由を添えて諮詢いたします。

諮詢事項

- (1) 「三豊市文書館基本構想」の策定に関すること
- (2) 「三豊市文書館運営計画」の策定に関すること

平成21年10月15日

三豊市長 横山忠始



質問理由

平成18年1月1日、三豊市が誕生して本庁舎整備の関係等で、旧町の公文書をどのように管理していくかというなかで、まず、文書の保存年限が永年保存となっているものを一箇所に集めて集中管理する、ということにしました。

そして、三豊市文書館条例を、平成19年6月28日に公布し、今日まで条例の施行に向けて準備を進めてきました。

条例第1条の設置目的に向かって業務を進めるには、まず三豊市文書館を開設し運営するための“設計図”を作る必要があります。

そこで、「三豊市文書館基本構想」及び「三豊市文書館運営計画」の策定のため、将来にわたる施設の整備から管理、運営についての検討をお願いするものであります。